

令和8年度 保育園入園案内



阿智村教育委員会

TEL (0265)45-1231

目 次

子ども・子育て支援制度とは、新制度における教育・保育の場、

認定区分、保育園の役割	-----	3P
保育の実施状況	-----	4P
保育園に入園できる基準	-----	6P
保育園に入園するために	-----	7P
年度途中の入園について	-----	7P
退園・休園について	-----	8P
徴収金について	-----	8P
子育て支援事業	-----	9P
保育料徴収基準額表	-----	10P
保育園一覧	-----	11P

子ども・子育て支援制度とは

安心して子育てができるように「子ども・子育て支援制度」ができました。すべての家族が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために、就学前の子どもの教育・保育の場を一元化して「量の拡充」と「質の向上」を図っています。

新制度における子どもの教育・保育の場

幼稚園 (3歳～5歳)	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児教育を行う学校 利用時間：昼過ぎころまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
保育所 (0歳～5歳)	就労等のため家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設 利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
認定こども園 (0歳～5歳)	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 利用時間：(0歳～2歳) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ：(3歳～5歳) 保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。

認定区分

施設などを利用するには村から利用のための認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	認定区分	要 件
3歳～5歳	1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合
	2号認定	3歳以上で保育を必要とする場合
0歳～2歳	3号認定	3歳未満で保育が必要な場合

保育園の役割

保育園は、村で行っている子育て支援事業の一つとして、児童福祉法に基づき保育を必要とする子どもの保育を行ない、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。入園している子どもの最善の利益（子どもの幸せ）を考え、子どもの福祉の増進を図ります。保育に関する専門的な知識と技術を基に、子どもたちの心身の発達や状況などを踏まえ、保護者と一緒に子どもたちの健やかな心身の発達を支え促します。

阿智村では、就学前教育の場として、3歳以上児には基本的な生活習慣を身につけ、集団による仲間とのかかわりや体験活動を通じて社会性を育み、知性を身につける場として環境を整え提供していきます。また、0歳からの未満児保育においては、個々の発達に応じた関わりによって、安全で安らかな生活を保障し、情緒の安定を図るとともに心身の発達を促します。合わせて、働く保護者の子育て相談に応じるなど、ともに子育てを行っていきます。

豊かな自然や伝統文化などすばらしい環境の中で、個々を大切にしながら未来をつくり出すことのできる子どもを育てます。

保育の実施状況

受け入れ年齢

生後 10 か月から就学前（満 6 歳になった最初の 3 月 31 日）まで

未満児保育

次の保育園で 3 歳未満児（3 号認定）の保育を行います。（4 月 1 日現在の年齢）

あふち保育園 = 0, 1, 2 歳児

伍和保育園、智里東保育園、浪合保育園、清内路保育園 = 2 歳児

*希望者の状況、職員体制により変更があります。

保育日数 および 休園日

- 保育日数は年間 270 日以上です（令和 6 年度 285 日）。
- 休園日は、日曜日、祝・祭日、年末・年始、保育園で定めた日です。

保 育 時 間

通常の保育時間は次のとおりです。

- 平 日 午前 8 : 30 ～ 16 : 00
- 土曜日 午前 8 : 30 ～ 16 : 00

延 長 保 育

下記のとおり延長保育を行なっています。

保育園名	朝延長	夕延長
あふち保育園	7:30～8:00	16:00～19:00
伍和保育園	7:30～8:00	16:00～18:30
智里東保育園	7:30～8:00	16:00～18:30
智里西保育園		16:00～17:15
浪合保育園		16:00～17:15
清内路保育園		16:00～17:15

- あらかじめ申し込みが必要です。
- 行事、職員研修等によりお受けできない場合があります。
- 料金は、30 分 100 円 保育必要区分により延長保育料発生時間が異なります。
- 17:30 以降利用される場合は補食を提供します。（料金、別途）
- 料金は、1 か月分をまとめて翌月に請求します。

土曜保育

あふち保育園にて保育をします。

- 時 間 7 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0
(7:30~8:00 は延長保育となります。ただし保育認定により延長保育料の徴収が異なります。)
- おかず入り弁当・おやつ・水筒持参です。
- 事前に申請が必要です。

希望保育

夏・春休みには、保護者が就労などにより保育が必要な子どもさんに限り、各園で希望保育を行います。

- 時 間 通常保育と一緒に
- 場 所 各園
- おかず入り弁当・水筒持参です。
- 事前に申請が必要です。(園からお便りができます)

特別保育

夏・冬・春休みには、保護者が就労などにより保育が必要な子どもさんに限り、特別保育を行います。

- 時 間 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0
(7 : 30~8 : 00、16 : 00~19 : 00 は延長保育となります。保育認定により延長保育料の徴収が異なります。)
- 場 所 あふち保育園
- おかず入り弁当・水筒持参です。
- 事前に申請が必要です。(園からお便りができます)

要支援児の保育

特別な配慮を必要とする子どもさんには、保護者の希望に寄り添い、子どもさんの状態に合わせ保育をします。

人権を尊重し、共に育ち合う保育を進めます。

入園申込みの際にご相談ください。

保育園に入園できる基準

平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、保育園に入園（利用）する場合は、村に教育・保育給付認定申請書を提出し、支給認定証の交付を受ける必要があります。

この教育・保育給付認定は「保育の必要性の事由」によって、次の区分に分かれます。

① 保育を必要とする事由及び利用期間

以下のいずれかの事由に該当すること。

（同居の親族、その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することがあります。）

事 由	要件及び期間
(1) 就労	● 1 ヶ月あたり 64 時間以上労働することを常態としていること ● フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労はのぞく） ● 農業の場合、30 ㍍規模（兼業農家は 15 ㍍規模）以上とする
(2) 妊娠、出産	● 出産予定日が含まれる月の 2 か月前から ● 出産後、出産日から 8 週後の月末まで
(3) 保護者の疾病、障がい	● 疾病、負傷により加療が必要な期間 ● 障害者手帳保持者（身体 3 級以上・精神・療育）
(4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	● 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
(5) 災害復旧	● 村長が認める期間
(6) 求職活動	● 起業準備を含む。原則 3 か月を限度とし、3 か月ごとに状況を確認
(7) 就学	● 就学の期間（職業訓練校等における職業訓練を含む）
(8) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	● 村長が認める期間
(9) 虐待や DV のおそれがあること	● 村長が認める期間
(10) その他	● 上記に類する状態として村長が認める場合

② 保育の必要性の区分

保育必要性の区分	利用可能な保育時間	要 件
保育標準時間	11 時間	父母のいずれも 1 か月当たり 120 時間以上の就労
保育短時間	8 時間	父母のどちらか一方が、1 ヶ月あたり 64 時間以上 120 時間未満の就労

保育園に入園するために

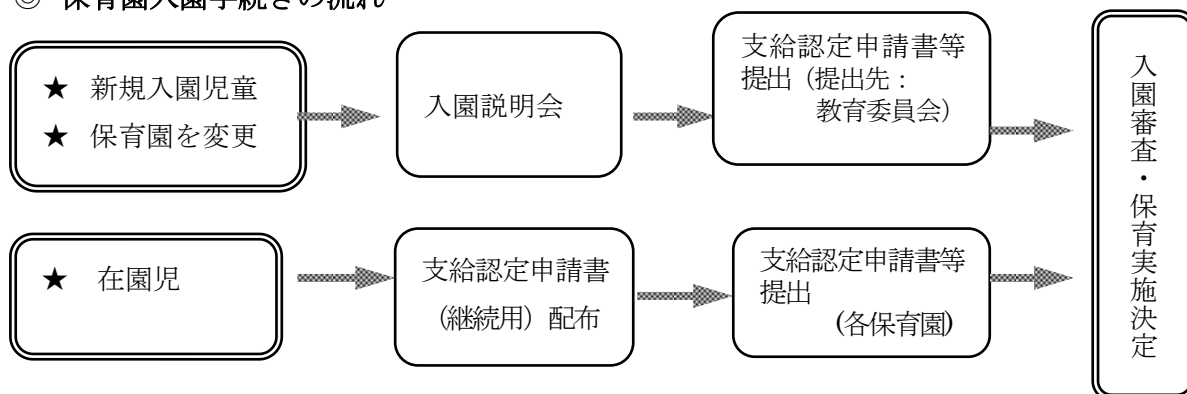
◎ 入園申込書（支給認定申込書）を提出してください。

- 申込用紙に必要事項を記入してください。
- 希望する保育園を選択し、申し込みすることができます。ただし、定員を超過した場合は、家庭の状況、居住地区、就労状況などを考慮し、選考により保育園を決定するため、他の保育園へ変更していただく場合があります。
- 何らかの理由で一度退園し、再度入園する場合は改めて申し込みが必要です。

◎ 次の証明または書類を添付してください。

- 常勤・パート・内職 …… 就労証明
- 自営・農業 …… 自営業、農業就労証明
- 出 産 …… 診断書、母子健康手帳の写し
- 疾 病 等 …… 疾病に関する診断書、障害者手帳等の写し
- 介 護 …… 介護認定の写し
- 求職活動 …… ハローワーク等の登録証など

◎ 保育園入園手続きの流れ



※ 支給認定申請書の提出期限は、12月12日(金)です。

年度途中の入園について

年度途中でも入園が可能です。

未満児が年度途中で入園する場合、以下の通りとなります。入園希望月の3か月より前までに申し込みをしてください。以上児は入園希望月の前月10日までに申込みしてください。

入園月	受付期限
4月～ 6月	1月末
7月～ 9月	4月末
10月～12月	7月末
1月～ 3月	10月末

注) いずれも、受付期限までに申込書を提出してください。入所判定会にて協議し、利用の可否を決定します。期日までに申し込みをされても、入園の要件に当てはまらない場合は利用できません。入園時期が重なる場合は、希望に添えない場合もあります。

退園・休園について

退園をされるとき（転出や保育期間の終了）や長期（1 か月以上）休園する場合は届けが必要です。早めに保育園または、教育委員会へ申し出てください。

徴収金について

【3 歳以上児】

国の方針により無料となりました。ただし、所得に応じて食材費（副食費）、教材費等をご負担いただきます。

◎ 副食費の額

- 1 か月 4,500 円、2 人同時入所は 2 人目半額。3 人同時入所は、3 人目無料。3 子目以降の子どもさんは同時入所や上の子の年齢に関わらず無料とします。
- 1 か月に連続して 5 日以上休んだ場合または、月途中で退園した時は、1 日 250 円として利用した日数分を徴収します。

【3 歳未満児】

保育料を両親の所得に応じてご負担いただきます（別表）。給食費は保育料に含まれます。

- 親世帯で年収が 360 万円未満相当の家庭は、第 1 子は半額、第 2 子以降は無料。
- 第 2 子は半額、第 3 子以降は無料。
- その月に 1 日でも登園すればその月の保育料を徴収します。月途中の退園も同様です。

◎ 延長保育料

- 30 分：100 円（17:30 以降に利用される場合のおやつ代は 1 回 20 円）
- 1 か月分をまとめて翌月に請求します。

◎ 保育料・副食費の決定について

保育料および副食費は、保護者の村民税の税額で算定されます。

◎ 保育料・副食費の納入方法

口座振替と、直接納付とがあります。

口座振替 … 毎月 25 日、再振替が翌月 5 日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座より引き落としになります。引き落としが不能だった場合は、通知により直接納付となります。口座振替の手続きは役場窓口又は金融機関窓口に申し出てください。

直接納付 … 納付書を保育園より子どもさんを通じてお配りします。お近くの金融機関または、役場にてお支払いください。コンビニでも納付できます。希望される方は、お申し出ください。

* 理由なく滞納した場合は、利用をお断りする場合があります。

* 災害、疾病等特別な事情が生じた場合や、村長が特に必要と認めた場合は、保育料が減免されます。ご相談ください。

子育て支援事業

☆病児・病後児保育☆

病気のために保育園などで預かることができない子どもさんをお預かりします。

- 対 象 生後6か月から小学校3年生までのお子さんで、入院するほどではないが、集団生活を送ることが困難であり家庭で保育することができない場合
- 場 所 健和会病院内 【おひさま はるる Tel (0265) 23-4001 】
- 日 時 平日 8:00～18:00
- 休 日 土・日・祝祭日、12/29～1/3、8/14～8/16
- 利用料 5時間以上 2,000 円、5時間未満 1,000 円（世帯の状況、所得により減免あり）
- 事前の登録が必要です。

☆一時保育☆

保育園に入園していないおおむね1歳から就学前の児童を対象に、一時的に保育が必要になったときにお預かりします。

- 時 間 〈平常日〉 8:30～16:00
〈土曜日〉 8:30～16:00

※週3日、月12日以内で利用できます。

- 実施保育園
主にはあふち保育園になりますが、その他の保育園でも状況に応じて預かります。
- 申し込み方法
一時保育申込書を保育園係または保育園へ提出してください。（用紙は教育委員会にあります） ※初回は面接が必要となります。
- 利用料

	1 日	3 0 分	その他	
3才未満	3,200円	250円	おやつ代（1回）	50円
3歳以上	1,800円	150円	昼食代	150円

年齢は4月1日現在

※ 原則として預ける一週間前には申し込んでください。

※ 急な申し込みの場合は、給食の提供ができないことがあります。

※ アレルギーなど対応が困難な場合、お弁当を持参いただくことがあります。

☆ちびっこ（園開放）☆

保育園の園庭を保育園近隣の子育て家庭に開放してします。対象は歩き始めのお子さんからとなります。親子でお越しください。利用を希望される方は各園へお問い合わせください。

令和 7 年度 保育料・副食費徴収基準額表

階層区分	定義	利用者負担基準額（月額）		副食費
		3 歳未満児		3 歳以上児
		標準時間	短時間	
第 1 階層	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0
第 2 階層	村民税非課税世帯	0	0	
第 3 階層	村民税所得割課税額 48,600 円未満 世帯	16,300 [8,150]	14,800 [7,400]	
第 4－1 階層	村民税所得割課税額 57,700 円未満 世帯 ひとり親等の場合 77,101 円未満 世帯	21,700 [9,000]	20,200 [9,000]	
第 4－2 階層	村民税所得割課税額 97,000 円未満 世帯	24,000 [9,000]	22,500 [9,000]	4,500
第 5－1 階層	村民税所得割課税額 133,000 円未満 世帯	28,300	26,800	
第 5－2 階層	村民税所得割課税額 169,000 円未満 世帯	32,500	31,000	
第 6－1 階層	村民税所得割課税額 235,000 円未満 世帯	37,100	35,600	
第 6－2 階層	村民税所得割課税額 301,000 円未満 世帯	40,600	39,100	
第 7 階層	村民税所得割課税額 397,000 円未満 世帯	44,000	42,500	
第 8 階層	村民税所得割課税額 397,000 円以上 世帯	52,000	50,500	

【3 歳未満児】

* 親世帯で年収が 360 万円未満相当の家庭は、第 1 子は半額、第 2 子以降は無料。

* 第 2 子は半額、第 3 子以降は無料。

【3 歳以上児：副食費】

* 同時入園児童のうち、1 人目は全額、2 人目は半額、3 人目は無料。

* 第 3 子以降は無料。

* 月途中の退所、長期の休園は 1 日 2 5 0 円の登園日数になります。

令和 8 年度 年齢別クラス確認表

クラス（実施年齢）	生 年 月 日
0 歳児	令和 7 年（2025 年） 4 月 2 日～
1 歳児	令和 6 年（2024 年） 4 月 2 日～令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年（2023 年） 4 月 2 日～令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日
3 歳児	令和 4 年（2022 年） 4 月 2 日～令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年（2021 年） 4 月 2 日～令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日
5 歳児	令和 2 年（2020 年） 4 月 2 日～令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日

✕ 𐄌